

瀬戸市工事施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第9号

瀬戸市工事施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市工事施行規則（昭和52年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p><u>(6) 契約担当者 契約規則第4条第1号に規定する契約担当者をいう。</u></p> <p>(工事施行決議書)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(工事施行決議書)</p>
<p>第4条 <省略></p> <p>2 工事施行決議書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、決裁権者が必要でないとき認めるときは、第2号の書類は、省略することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>仕様書</u></p> <p>(3) <u>図面</u></p> <p>(入札等の執行)</p>	<p>第4条 <省略></p> <p>2 工事施行決議書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、決裁権者が必要でないとき認めるときは、第2号の書類は、省略することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>工事仕様書</u></p> <p>(3) <u>設計図面</u></p> <p>(入札等の執行)</p>
<p>第5条 <省略></p> <p>2 工事担当課においては、指名競争入札を執行しようとするときは、通知書により指名した業者に通知するものとする。</p>	<p>第5条 <省略></p> <p>2 工事担当課においては、指名競争入札<u>(工事希望型指名競争入札を除く。)</u>を執行しようとするときは、通知書により指名した業者に通知</p>

3 <省略>

(監督員の通知)

第9条 工事担当課においては、請負工事の監督員の任命があったときは、当該監督員の職氏名を当該請負工事の受注者に通知しなければならない。監督員の変更があったときも、また同様とする。

(監督員の職務)

第10条 監督員は、契約規則第43条に規定するもののほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 受注者の作成する請負金額内訳書及び工事工程表を調査し、これが工事の施行上に適合するよう調整すること。

(2) <省略>

(3) 受注者が契約を履行せず、又は履行する見込みがないときは、直ちに上司に報告すること。

(4)から(6)まで <省略>

(工程表の供覧)

第11条 請負工事の監督員は、受注者に工事工程表の提出を求め、供覧するとともに当該工事工程表に示された工事の着工を確認するものとする。

2 受注者は、工事工程表の提出に併せて市長が別に定める書類を提出するものとする。

(工事管理)

するものとする。

3 <省略>

(監督員の通知)

第9条 工事担当課においては、請負工事の監督員の任命があったときは、当該監督員の職氏名を当該請負工事の請負人に通知しなければならない。監督員の変更があったときも、また同様とする。

(監督員の職務)

第10条 監督員は、契約規則第43条に規定するもののほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 請負人の作成する請負金額内訳書及び工事工程表を調査し、これが工事の施行上に適合するよう調整すること。

(2) <省略>

(3) 請負人が契約を履行せず、又は履行する見込みがないときは、直ちに上司に報告すること。

(4)から(6)まで <省略>

(着工届等の提出)

第11条 請負工事の監督員は、請負人から着工届が提出されたときは、その工事の着工を確認し、当該着工届を供覧しなければならない。

2 請負人は、着工届の提出にあわせて次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 現場代理人及び主任技術者届

(2) 工事工程表

(3) 工事施工計画書

(4) 特定建設作業実施届出書

(5) その他監督員が特に指示したもの

(工事管理)

<p>第12条 監督員は、工事工程表に基づき工事の促進に努め、工事が遅延するおそれがあると認められたときは、<u>受注者</u>に厳重に注意するとともにその旨を<u>工事担当課の長</u>（以下「<u>工事担当課長</u>」という。）に報告しなければならない。</p>	<p>第12条 監督員は、工事工程表に基づき工事の促進に努め、工事が遅延するおそれがあると認められたときは、<u>請負人</u>に厳重に注意するとともにその旨を<u>工事担当課長</u>に報告しなければならない。</p>
<p>2 監督員は、天災その他の事故によって工事の<u>進捗</u>が妨げられたときは、速やかに<u>工事担当課長</u>に報告するとともに<u>受注者</u>に対し必要な指示を与えるものとする。</p> <p>(改善命令)</p>	<p>2 監督員は、天災その他の事故によって工事の<u>進捗</u>が妨げられたときは、速やかに<u>工事担当課長</u>に報告するとともに<u>請負人</u>に対し必要な指示を与えるものとする。</p> <p>(改善命令)</p>
<p>第13条 監督員は、工事の施行が<u>仕様書</u>、設計書及び図面に適合しないと認められるときは、<u>受注者</u>に改善を命じ、完全な工事を実施させるものとする。</p>	<p>第13条 監督員は、工事の施行が<u>工事仕様書</u>、設計書及び図面に適合しないと認められるときは、<u>請負人</u>に改善を命じ、完全な工事を実施させるものとする。</p> <p>(<u>契約等の変更</u>)</p>
<p>第15条 <u>削除</u></p> <p>(<u>契約解除の通知</u>)</p>	<p>第15条 <u>請負人は、工事の変更の通知を受けたときは、契約規則第36条の規定に基づき、速やかに変更契約書又は変更請書を市に提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>契約解除の通知</u>)</p>
<p>第16条 工事担当課においては、契約規則第37条の規定により契約を解除したときは、速やかにその旨を<u>受注者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(<u>材料検査結果等の記録</u>)</p>	<p>第16条 工事担当課においては、契約規則第37条の規定により契約を解除したときは、速やかにその旨を<u>請負人</u>に通知しなければならない。</p> <p>(<u>材料検査結果等の記録</u>)</p>
<p>第18条 監督員は、材料検査を行った結果又は<u>受注者</u>に工事用材料を交付した場合は、その主要な事項を<u>記録</u>して明らかにしておかなければならない。</p> <p>(<u>工事の記録</u>)</p>	<p>第18条 監督員は、材料検査を行った結果又は<u>請負人</u>に工事用材料を交付した場合は、<u>工事日誌</u>等にその主要な事項を記入して明らかにしておかなければならない。</p> <p>(<u>工事日誌</u>)</p>
<p>第19条 監督員は、<u>受注者</u>の工事施行についての監督又は指示その他工事の施行状況等を記録しておかなければならない。</p> <p>(完了届等の提出)</p>	<p>第19条 監督員は、<u>請負人</u>の工事施行についての監督又は指示その他工事の施行状況等を<u>工事日誌</u>に記録しておかなければならない。</p> <p>(完了届等の提出)</p>

<p>第21条 <u>受注者</u>は、工事が完了したときは、<u>遅滞なく完了届を提出するとともに市長が別に定める書類を提出しなければならない。</u></p>	<p>第21条 <u>請負人</u>は、工事が完了したときは、<u>次の各号に掲げる書類を市に提出しなければならない。</u></p>
<p>(検査の方法)</p>	<p>(1) <u>完了届</u> (2) <u>工事写真帳</u> (3) <u>工事記録簿</u> (4) <u>その他特に指示したもの</u> (検査の方法)</p>
<p>第23条 検査は、その工事が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、<u>仕様書</u>、設計書及び図面その他関係書類と対比して、その適否を判定する。</p>	<p>第23条 検査は、その工事が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、<u>工事仕様書</u>、設計書及び図面その他関係書類と対比して、その適否を判定する。</p>
<p>2 <u>検査員は、前項の契約書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類により公平かつ適格に検査をしなければならない。</u></p>	<p>2 <u>検査員は、前項により契約書、工事仕様書及び設計図書等により公平かつ適格に検査をしなければならない。</u></p>
<p>3 <u>検査員は、検査を実施しようとするときは、監督員、受注者等の立会のうえ行わなければならない。</u> (工事の手直し)</p>	<p>3 <u>検査員は、検査を実施しようとするときは、監督員、請負人等の立会のうえ行わなければならない。</u> (工事の手直し)</p>
<p>第24条 <u>検査員は、検査の結果、工事の出来形が粗悪、不完全等により検査に合格しないときは、受注者にその理由を明示するとともに、工事担当課長（工事担当課以外の課等の職員が検査員となる場合にあつては、当該課等の長。以下次条第1項において同じ。）の決裁を得て、工事の手直しを通知しなければならない。</u></p>	<p>第24条 <u>検査員は、検査の結果、工事の出来形が粗悪、不完全等により検査に合格しないときは、請負人にその理由を明示するとともに、工事担当課長の決裁を得て、工事の手直しを通知しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定により受注者が工事の手直しを完了したときは、監督員は、検査員にその旨を報告するものとする。</u> (検査結果の報告等)</p>	<p>2 <u>前項の規定により請負人が工事の手直しを完了したときは、監督員は、検査員にその旨を報告するものとする。</u> (検査結果の報告等)</p>
<p>第25条 <省略> 2 <u>前項の規定により当該工事が検査に合格したときは、速やかに受注者に検査結果通知書を提</u></p>	<p>第25条 <省略> 2 <u>前項により当該工事が検査に合格したときは、速やかに請負人に検査結果通知書を提示する</u></p>

示するものとする。 (保証契約書の寄託) 第26条 <u>受注者</u> は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と前払金の保証に関する契約を締結したとき、又は契約の内容を変更したときは、その保証契約書を <u>契約担当者</u> に寄託しなければならない。	ものとする。 (保証契約書の寄託) 第26条 <u>請負人</u> は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と前払金の保証に関する契約を締結したとき、又は契約の内容を変更したときは、その保証契約書を <u>市長</u> に寄託しなければならない。
---	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。